

## 【 募 集 要 領 】

### マイナンバー制度の実施に伴う帯広市個人情報保護条例の特例等（素案）に関するパブリックコメント（市民意見の提出制度）の実施について

（計画・条例の概要説明と意見・提言の依頼文書）

マイナンバー法では、マイナンバーにより管理される個人情報の取扱いについて、厳格な手続きを求めています。

一方で、各自治体の個人情報の取扱いは、各自治体の個人情報保護条例が適用されます。

このため、マイナンバー法では、個人情報保護条例の取扱いと矛盾がないよう、各自治体は必要な措置を講ずることとされているため、帯広市でも個人情報保護条例の特例等を定めるに当たり、パブリックコメントを実施しますので、ご意見、ご提言をお寄せください。

#### 1. 意見をいただく名称

マイナンバー制度の実施に伴う帯広市個人情報保護条例の特例等（素案）

#### 2. 資料の名称・入手方法

資料の名称	入手方法		
	市ホームページ	閲覧	配付
マイナンバー制度の実施に伴う帯広市個人情報保護条例の特例等（素案）の概要	○	○	○
（資料1）マイナンバー法による「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の読替表	○	○	○
（資料2）マイナンバー法により帯広市個人情報保護条例の特例を定める箇所（素案）	○	○	○
（資料3）マイナンバー制度概要資料	○	○	○

### 3. 資料の閲覧・配付場所

施設名	所在	閲覧時間	休館日	連絡先
市庁舎 3階 広報広聴課	西 5 南 7	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	広報広聴課 65-4110
市庁舎 5階 情報室	西 5 南 7	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	行政推進室 65-4112
市庁舎 5階 行政推進室※担当課	西 5 南 7	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	行政推進室 65-4112
川西支所	川西町西 2	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	59-2011
大正支所	大正本町	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	64-5341
鉄南コミセン	西 2 南 24	9:00～22:00	火曜・年末年始	25-2295
東コミセン	東 7 南 9	9:00～22:00	火曜・年末年始	24-5750
緑西コミセン	西 17 南 4	9:00～22:00	火曜・年末年始	33-0625
啓北コミセン	西 13 北 2	9:00～22:00	火曜・年末年始	33-0623
西帯広コミセン	西 23 南 2	9:00～22:00	火曜・年末年始	37-3885
南コミセン	西 10 南 34	9:00～22:00	火曜・年末年始	47-0433
帯広の森コミセン	空港南町南 11	9:00～22:00	火曜・年末年始	47-3974
森の里コミセン	西 22 南 4	9:00～22:00	火曜・年末年始	36-3270
図書館	西 2 南 14	10:00～20:00 (土日祝～18:00)	月曜日(月曜祝日のときは翌日)・ 月末・年末年始	22-4700
市民活動交流センター	西 2 南 8 (藤丸 8F)	10:00～19:00	年末年始・藤丸休業日	20-3004

※帯広市ホームページからも閲覧・入手できます。[\(http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/\)](http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/)

### 4. 意見等の提出方法

- (1) 電子メール、ファクス、郵送、持参でお寄せください。(電話による意見の提出はできません。)
- (2) 提出様式は任意ですが、案件名、住所、氏名(法人その他の団体の場合は、名称および代表者名)を記載してください。(別紙「意見等の提出書」を参考にしてください。)
- (3) 電子メールによる提出の場合は、帯広市ホームページからダウンロードできる所定の様式以外の添付ファイルの使用はご遠慮ください。

### 5. 意見等の提出先

帯広市総務部行政推進室(市庁舎5階)まで  
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地  
ファクス番号 : 0155-23-0151  
メールアドレス : [reform@city.obihiro.hokkaido.jp](mailto:reform@city.obihiro.hokkaido.jp)

### 6. 意見の募集期間

平成27年7月21日(火)～平成27年8月20日(木)  
※郵送の場合は当日必着  
※持参の場合は平日8時45分～17時30分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

### 7. その他

- (1) 意見提出用紙の大きさや枚数は問いませんが、意見が長文になる場合や、膨大な資料を提出する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (2) 募集締切後、意見を取りまとめ提出意見およびその意見に対する市の考え方を公表します。なお、提出時に記載された住所、氏名については、公表しません。